

議 事 録

会議名称	平成27年度第4回泉南市総合教育会議		
日 時	平成27年11月10日（火） 午後5時13分～午後6時30分	場 所	泉南市役所2階大会議室
出席者	竹中勇人市長、福本光宏教育長、片木哲男教育委員、柳澤泰志教育委員、 藪内進教育委員、太田淳子教育委員		
事務局等出席者の職氏名	（事務局職員） 辻本誠副市長、真鍋康之総合政策部長、岡田直樹総合政策部次長兼政策推進課長、仲山友理政策推進課副主任、古木孝彦秘書広報課長 （教育委員会事務局職員） 上ノ山正人教育部長、菊池智之教育部参与、右馬隆治教育部次長兼指導課長、伊藤公喜教育総務課長、水内正敏教育総務課課長代理、岡崎進一教育総務課総務係長		
議 題	（1） 「泉南市教育大綱」策定の報告について （2） 既存の相談支援事業の調査・検証結果の報告について （3） 声制度の周知啓発方法について （4） その他		

【事務局職員（総合政策部次長兼政策推進課長）】

開会にあたり、市長及び教育長から御挨拶をいただき、その後市長に座長として進行をお願いしたい。

－開会－

【市長】

本日は、教育委員会定例会に引き続き、またお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。前回、総合教育会議で教育大綱について皆様の合意をいただいたので、最終確認をしたい。その後、前回片木委員から御提案いただいた既存の相談支援事業の確認と子どもの声を聞く制度の周知方法について、考え方を取りまとめたので御検討いただきたい。

【教育長】

委員の皆様におかれましては教育委員会定例会に引き続きということで、お疲れの中ありがとうございます。昨日は、泉南中学校と西信達中学校の学校訪問を行い、子ども達の成長や先生の頑張っている様子を見る良い機会となった。総合教育会議は、そのような子ども達の姿に繋がるものとしたので、よろしくをお願いしたい。

【市長】

ありがとうございました。

まず、前回内容をご検討いただいた教育大綱について、修正箇所と最終の確認を行いたいので事務局の説明を求める。

【事務局職員（総合政策部次長兼政策推進課長）】

お手元の泉南市教育大綱を御覧ください。前回の総合教育会議で御検討いただき、ほぼ成案としていただいた。10月にかけて最終的に御確認を賜ってきたところである。

最終的な変更点は、文末の調整と鍵カッコの場所を変更した程度。

最終ページをお開きいただきたい。10ページの「⑤予算・決算への効果的な反映」について、2行目の真ん中に「予算編成するよう努めます。」としている。これは、「努めることとします。」という文末を修正した。同じく、3行目の「提案します。」としているがこれも「提案するものとします。」という文末を修正した。また、4行目で「努めます。」としているが、これも「努めるものとします。」という文末を修正した。次に、右側の「終わりに」のページ、上から3つ目の段落に「今こそ本市教育環境の」とあるが、その段落の2行目の「生きる力」について、『生きる』力」となっていたものを、「生きる力」全体を鍵カッコで閉じる形に修正した。

変更点は以上ですが、この点については、すでに教育委員の皆様にご確認をいただいておりますので、10月28日をもって庁内決裁を終え事実上策定を終えた形となっている。

その後、11月5日に教育委員会事務局から厚生文教常任委員会の正副委員長へ策定について報告し、同日総合政策部から総務産業常任委員会の正副委員長にも報告を行い、翌日に正副議長にも報告を行った。議会への詳細な説明については、11月下旬に新たに各委員会等の構成員が変わるので、その際に正式に厚生文教常任委員会で報告することとなっている。変更点及び議会への報告は以上。

【市長】

ただ今の説明に対する御意見はないか。

【片木教育委員】

教育大綱6ページ「③障害のある子どもの自立支援」とあるが、「害」の字はこの字で通すということか。

【事務局職員（総合政策部次長兼政策推進課長）】

障害の「害」に関しては、本市では地域福祉計画を策定する際に、附属機関の中で議論があったが、障害の「障」と合わせて議論した結果、「障」、「害」どちらも漢字を使用することとなっている。ただし、固有名詞などでひらがな表記されている場合は、そのまま使用するという事となっている。本市の総合計画でも漢字を使っている。

【市長】

他に意見はないか。ないようであれば、これを泉南市の教育大綱と位置付けてよいか。
—全員異議なし。—

ありがとうございます。先程説明があったとおり、議会へも説明をさせていただく。

続いて、既存の相談支援事業等の調査結果及び検証結果について事務局の説明を求める。

【事務局職員（教育総務課長）】

それでは、既存の相談支援事業の調査、検証結果について御説明させていただきます。

お手元のA3判3枚の資料を御覧いただきたい。市、国、府及び各種団体所管分についてもできる限り把握を行った。合計46事業ある。内訳として、人権推進部関連で6件、健康福祉部関連で25件、教育委員会関連で15件である。それぞれの詳細な内訳については、

人権推進部関連の6件のうち、実施主体として市が4件、人権協会が1件、大阪法務局が1件、健康福祉部関連では、すべて市が実施主体である。教育委員会関連に関しては、市教育委員会が9件、大阪府教委が4件、国が1件、特定団体が1件、それぞれ実施主体となっている。

前回の総合教育会議で御要請いただいた、声制度に関連する既存の相談支援事業の事業検証については、事業の制度、運用方法、或いは運用実績の詳細をお示しできればよかったが、教育委員会事務局の取りまとめが不十分であり、それぞれの制度の課題や方向性などの把握も十分出来ておりません。本日は、個別事業の詳しい内容説明については割愛させていただき、声制度に、より関連すると思われる、子ども及びその保護者を対象にした教育委員会所管事業について御説明をさせていただきたい。

【事務局職員（教育部次長兼指導課長）】

引き続き教育委員会所管分の既存の相談支援事業について御説明申し上げる。

資料4ページが一番下のすこやかダイヤルから最終ページまでが教育委員会の所管分である。その中でも、文部科学省を窓口とする事業、大阪府教育委員会、大阪府教育センター、或いは大阪府が委託している機関の事業、それから市独自の事業がある。内容的には、電話面談や直接面談を行うような相談窓口も設けられている。市が直接関わるものは、5ページの上から2つ目、事業名称なしとしているが、不登校についての相談で指導課、指導課所管の適応教室つばさの職員及び各小中学校の教職員が、保護者や状況によっては児童生徒と面談を行い、より適切な就学環境を保障することを目的に実施している。

同じく、発達相談として障害のある児童生徒、或いは障害の有無についての相談を含めて、教育委員会、幼稚園、小中学校及び福祉部局の福祉相談支援センターが相互に連携し、状況により発達検査等を行うなど子供たちのより良い就学に向けた相談窓口を設けている。

その下2つについては、常時各学校または教育委員会において、子どもの進路や奨学金に関する相談、いじめ、体罰及び暴力など学校生活全般に関わる相談を受けるということで対応している。また、そのページの下、青少年センターでも窓口を設けて保護者から相談を受けたり、小中学生の補充学習を通して相談に乗るという対応も行っている。

これらの窓口を設けているが、周知が十分出来ているのか、あるいは、保護者や子ども達のニーズに応えられているのかという実態については、正確な相談件数も把握できておらず、まだまだ課題があると思っている。このような状況であることから、これらの事業の周知徹底が必要であると考えるとともに、市長御提案の新たな相談窓口も必要になってくると考えている。

【市長】

ただ今の説明に対する御意見はないか。

【教育長】

この資料で、たくさんの子どもや保護者、市民も含めて相談を受ける窓口があることを改めて確認できた。説明にもあったように、その中には学校現場で有効に活用され機能している相談事業もある。ただ、対象などを見ていると、保護者や教職員など大人から寄せられる相談が多いと思う。本来は、子どもの声は、子どもの身近な学校や大人に相談して問題を解決、改善していくという形が一般的であると思うが、中には身近だからこそ、相

話しにくいという場合もあるかと思う。このため、いろいろな相談窓口を設けて、子ども達の行き場のない声をどこかで拾い上げて対応することが必要だと思う。

【市長】

他に意見はないか。これを見ていろいろな声を聞ける場があるようだが、周知不足というかほとんど活用されていない状況ではないか。教育長が言われたように、周囲の大人を通じての声となると、子どものストレートな意見ではなく大人の思惑が入って、方向性を決めてしまうのではないかと思う。昨日、子どもの権利条例に基づいた、子どもの権利委員会の報告があった。そこで話をする中で思ったのは、小学校入学前の子どもはすべてを保護者に守られた状態で成長している。しかし、小学校に入学すれば、自我が芽生え、自分自身で行動しようとする。そうすると、行動範囲などが広がることにはなるが、まだまだ狭い世界の中で、友達にいじめられてもそれを言うことで友達をなくしたくないという思いが芽生え、どこにも言えず籠ってしまうような子ども達を救いたい。或いは保護者に相談しても、保護者の思いを押し付けられてしまうことがあるかもしれない。その時に子どもの中に葛藤が芽生えてくるのではないかと思う。それを、全く関係ない世界で聞き取ってあげることが必要だと考える。本市の子どもの権利条例では18歳未満を子どもと位置付けているが、市が直接関わることができるのは、教育を通じては義務教育の間しか関わるできない。中学校を卒業すれば、市にとっては大人とほとんど変わらない状況になってしまっている。その子ども達の声で「声制度」を通じて聞く体制が必要。以前、子どもだけではなく、保護者及び教職員等の学校関係者の声も聞きたいと申し上げたが、対象をそこまで広げると非常に難しいと考える。まずは、生徒を対象に声を聞ける体制を構築し、制度を進める中で修正、改善を加え、拡大できれば、保護者及び教職員等の学校関係者にも意見を聴く形で進めて行きたい。実施方法については、皆様の御意見を伺いながら進めたい。

【片木教育委員】

声制度導入前に既存の相談支援事業の検証をお願いした。先程事務局から説明を受け、これだけたくさんものがあるということに驚いている。私が、何を懸念してこのようなお願いをしたかという、本来であれば、子どもの声は学校の先生が子どもから直接相談を聞いて対応するものだと思う。それを各駅停車とすれば、今考えている声制度は、新幹線のような制度である。教育行政のトップの教育長と行政の総責任者の市長が、直接声を聞き対応するという事は、本当に重大な案件だと思うが、そのような制度ができた時に今までのような、日々子どもと接する中で何かを掴む、というようなやりとりが薄れてしまうのではないか。また、この声制度を活用すれば問題が早期に解決すると思うが、声制度を活用した相談がたくさん来た時に市長、教育長が対応できるのかという懸念があり、既存の相談支援事業が機能しているのかと思い質問をさせていただいた。

今回これだけの制度があるということを知ることができた。本当に重大な問題については、執行権限のある市長、教育長が対応するという事で、重大な案件に対する新たなチャンネルが増えることは良いことである。私は以前から子どもの問題は教育だけではなく様々な分野のものがあると思うので、垣根を越えて子どもの問題全体について対処していただきたいという思いがあった。まずは子どもからということでしたので、ぜひ充

実させていただきたい。

【市長】

子どもの年代によって住んでいる世界の広さが変わってくると思う。その世界の中で自分の立場を維持しようとして、いじめがあっても親や先生に言うことで逆にいじめられるなどの理由で我慢してしまう。何らかの形で発信しているにも関わらず、周囲がその状況を掴みきれない。先日も80人が知っていながら何もできなかったという事件があった。では、その様な状況にあった時に直接訴えるところがあれば良いと思いいこの制度を発案した。

実際制度が運用された際に、毎日何十人も声が届くことはないと思うが、声が届いた場合は、訴えてきた子どもと誰にもわからない形で接触し、対応については、ケースバイケースで考えて行きたい。制度運用にあたりすべてのケースに同様の対応をするのは無理があるかと思うので実施後に進め方を考えたい。

【片木教育委員】

市長は、まず子どもを対象にすると仰ったが、子どもは自分の思いを表現できないこともあるので、その保護者も子どもの声を聞いた上で、市長や教育長に届けられるよう保護者の声も含めて検討してはどうか。

【市長】

他に意見はないか。ないようであれば既存の相談支援事業の検証結果については終了したい。次に、声制度の周知啓発方法について、事務局の説明をお願いしたい。

【事務局（教育総務課長）】

声制度についての周知啓発方法について御説明する。お手元の声制度の周知啓発方法（案）を御覧いただきたい。声制度は、子ども達にとって新しいツールとなる。この制度の運用の成否に関しては、周知啓発が重要であるため、教育委員会事務局で学校を通じて周知啓発を行いたい。資料には12月の総合教育会議で素案を示すよう記載しているが、できれば、12月ではなく、1月に総合教育会議を開催していただき声制度の素案をお示ししたい。その後、制度案の承認をいただければ、校園長会等を通じて学校内での周知及び子どもたちにも理解しやすいよう周知したい。また、片木委員が仰ったように保護者にも周知啓発を検討したい。パンフレットなども学校内で配布、市のホームページ及び広報など様々な媒体を介して周知・啓発を行いたい。実際の制度運用については、修正改善を行いつつ実施したい。まず、周知・啓発を最優先で実施し、来年度の4月に制度を運用できるようにしたい。現段階では、周知・啓発に使用するパンフレットなどをお示しできないので、既存の相談支援事業である「子どもの人権SOS」というミニレターを参考にお示しさせていただいた。これを参考にパンフレットと、実際に投函するハガキがワンセットとなったものを子ども達に配布することを検討したい。また、配布について、周知啓発と同時に配布するかについては、具体的な運用方法も含めて1月の総合教育会議でお示しをしたい。

【市長】

周知・啓発方法の概要と法務局で実施している既存の相談支援事業をお示しいただいたが、これらについて、御意見はないか。

【事務局（副市長）】

スケジュール（案）については、4月1日実施を前提としたものとなっているが、この作業感でいいのかを含めて御検討いただきたい。また、4月からいきなり始めるのではなく、事前に一部で試行的に始める方がいいのではないかという御意見もあったかと思うのでそのあたりも含めて御議論いただきたい。

【柳澤教育委員】

例えば子どもが家庭内の夫婦の不和などを相談していた場合、プライバシーの侵害という捉え方をされるかもしれないがその場合の対応は。

【市長】

ケースバイケースで対応を考えなければいけないので、この場で回答し難いが、例えばそのような内容であれば、まず子どもから話を聞くが、即座に家庭の問題の中に入っていくこともできないので、カウンセラーなどを紹介して話を聞いていただくのがベストではないかと考える。私一人で対応できない場合は、教育長や所管部局に相談し対応を検討したい。

【片木教育委員】

子どもの声制度の宛先は、市長宛、教育長宛の二つを作ることになるかと思うが、窓口の対応として、試行的に中規模校などで実施するかそれとも全校一斉に実施するか、どちらがいいのか。

【市長】

私が考えているのは、郵便番号を590-0592とすれば市役所にしか届かない。宛先は市長と教育長とし、どちらかに丸をしてもらってはどうかと思う。市長宛であれば、秘書広報課に届くので、私が内容を確認し電話または直接会うことを考えている。

保護者や学校関係者を対象としないこととするのは、お互いの学校内でのトラブルを反映してくるのではないかと危惧し、一番大切な子どもの命を守るということを考えた。

上がってきた相談への対応については、私と教育長で相談して進めていかざるを得ないが、現段階ではどのようなケースが出てくるか想定できないので、まず、相談が出てきたからと考えている。1日に何十件と出てくれば困るが、その様なことはまずないと思う。

【藪内教育委員】

小学校高学年であれば文章を理解し、自分の声が市長や教育長に届くとわかるが、低学年の子どもが文章を理解し、誰にも知られず市長や教育長に声を届けられるかが疑問。システムを作るのはいいが、小学校の低学年にどのように制度の活用方法を周知するのか。

【事務局（副市長）】

声制度の導入については、まず、市長や教育長に自分の声を届けるという意味を理解できない年齢の子どもを対象とするのは難しいと考える。まずは、できるところからということかと考える。制度設計にあたっては、小学校高学年を対象とするかについては議論の分かれるところかと考えるが、まずは中学生が対象かと考える。

【藪内教育委員】

ということは、幼稚園に上がったばかりの子どもが実際に虐待を受けている場合はわからないのではないか。その様な子どもが存在した時にどのようにして救うのか。

【事務局（副市長）】

虐待などの救済については、児童相談所や既存の相談支援事業があるが、それでも救えない不幸な事件が起こっている実態が課題であり、それについては、既存の相談支援事業をどう改善するかということになるかと思う。今回の声制度については、まず、できることからかと思う。

【片木教育委員】

保護者を含めていただきたいというのは、小学生が制度を理解し、自分の思いを書くことが可能なのか、また、市長や教育長に自分の声を届けるとするのは非常に勇気がいる。

親には教育を受けさせる義務があり、親に周知をしないとこの制度だけで声が届くかが心配である。いじめ事案が発生した際、学校側から何も書いていなかったという回答がよく出てくる。なぜ書かなかったのかということを見ると、声を発すると逆襲を受けると思い、書かないこともあるかと思う。子どもがいじめられているということは親にとっては非常に苦痛である。学校だけでは対応できない問題を最終のセーフティネットとして周知していかないといけないと思う。

【事務局（教育総務課長）】

子どもと大人が相談できる関係であれば、既存の相談支援事業である教育相談や発達相談を通じてある程度拾い上げることができると思う。今回提案されている声制度については、親や周りの大人にも相談できない子どもを救う最後のツールであると認識しており、声制度だけの周知啓発だけではなく、既存制度についても併せて周知啓発したい。小学校の低学年については、担任の先生等に相談することで、いじめなどの問題を回避しているケースが多いので、今回は、より多くの危険回避に繋がるような事案を救うということを中心に検討し、次回の総合教育会議の中で「声制度」運営の素案をお示ししたい。

【柳澤教育委員】

この制度発案の発端は、中学生の問題があった。制度運営に当たってはどこにフォーカスを当てた制度なのかが重要かと思う。例えば、青少年に関するいじめや対人関係について対応することなどの詳細な説明が必要かと思う。今のままでは、藪内委員が仰ったように、低学年の子どもも含む形と捉えることもできるので、対象が広くなりすぎてしまうのではないか。もちろん、命を守るという大きな視点は正しいが。

【市長】

仰る通り、この制度をオールマイティな制度として何でも対象とすると、藪内委員が仰ったように児童虐待も入ってくる。児童虐待は、入学前の子どもやもっと小さな子どもも対象となる。実際、泉南市でもあった事例だが、保健センターに検診に来ていた時は発見できず、後日それが事件として発覚したことがあった。保健センターや保育所、幼稚園、小学校の低学年くらいまでは、検診や先生方の目で、体に何らかの異常がないかチェックしていただくことが重要かと思う。

小学校の高学年くらいになれば先程も申し上げたように、自分達の社会が一定できてきて、その中で自分の位置を守るということで、我慢して穏便に済ませようとするかもしれない。その時に最後の声を届けられる制度を作りたいと考えた。実際、今年の3月に中学生の生徒が私のところへ来られた。私の所へ来ることは、手紙などを出す以上に勇気のことだと思う。そこまでして来た子どもを受け入れる場所を作る必要があると思う。

例えば、いじめにあつてどこにも言うことができない時に受け入れられる制度となればいい。片木委員が仰ったように、親が子どもの意見を聞いて書いていただいてもいいかと思うので、書いていただいた親とお会いして対応を考えていきたい。

【柳澤教育委員】

例えば、学校生活における問題の中で命が失われることを救うことというようにカテゴリーを明確にしないと、さまざまな話が出てくることになると思う。

【市長】

仰る通り。学校の中でのSOSと限定したほうがいいかと思う。

【太田委員】

学校の中でのSOSとなると、市長が仰るような子ども達の生命に関わる親からの虐待という部分がなくなってしまうので、その様なことももう少し含んでもいいかと思う。

【柳澤教育委員】

学校生活がままならないほどの家庭環境ならそれを拾うことも必要。

【事務局（副市長）】

参考ですが、今年の3月に西信達中学校で実施したアンケートは、「学校生活に関するアンケート」とした。広く学校生活に関する悩みを自由記載とした結果、校長先生暴力に関する話や、トイレが汚すぎるといった施設に関する不満のようなことはあったが家庭の中の話はなかった。

【柳澤教育委員】

総合教育会議は、市長と教育委員会との会議なので、学校生活に関することが大半だと思う。考え方をもう一度シンプルにし、家庭環境に問題があつて相談したい子どもはそれも含めて書くと思うし、命に関わることに限るとは、この制度で救うことができればこの制度が生きてくる。しかし、その様な声がたくさん出るような市であつては希望も何もない。いじめなどの問題や犯罪に加担させられているというような声も拾ってあげられれば良いかと思う。

【市長】

声制度を考えた発端は、今年の3月の事案であり、いじめ、体罰が前提であつた。学校生活に関わる困ったことも書いていただければと思うし、中には人生相談のようなこともあるかと思うが、話を聞くことで少しでも精神的負担が軽くなればいい。

声制度を実施するにあたり、学校生活に関する相談として、子どもの思いの中でどんなことを書いていただいても受けとめようと思う。

【片木教育委員】

具体的に、いじめ、虐待、体罰等と明記しておく方が良い。

【柳澤教育委員】

悩みなどを書いていただく書類は、各個人に1枚ずつ配布するのか。「お前もってるか?」、「出したんじゃないか!」ということもあるので、職員室の前にいつでも取れるように置いておく方がいいかもしれない。いじめられている子については、それもチェックされるかもしれないのでいろいろなことを考えておくことが必要。

【市長】

書類を出していただいた場合は、私がお会いした時に新たに1枚お渡しする。学校に設置すると、持っていくところを見つかる可能性があるので、そこまで配慮する必要がある。

【太田教育委員】

制度開始が4月だが、子ども達に配布するのが4月か。

【事務局（教育総務課長）】

始業式の配布を検討している。ただし、周知啓発は2月を考えている。

【太田教育委員】

4月は学年が変わる時期でもある。5月の連休明けの子ども達がしんどくなる時期などでもよいのでは。

【事務局（副市長）】

その辺りの制度設計は、学校現場の実情を踏まえて、どのように導入するかを検討しなければいけない。

【事務局（教育部次長兼指導課長）】

当初4月一斉スタートのために年度末に配布ということも考えたが、それは困難かと思う。4月は、始業式やPTA総会など配布する機会も多いかと思うので、それらを活用したい。子ども達に説明するとともに、保護者にも知っていただくことが必要なので、PTA総会、授業参観、家庭訪問があるのでその機会を活用し、1回だけではなくいろいろな方法で周知したい。ただ、制度自体は4月からスタートさせたい。詳細は、今後詰めていくことになる。

【柳澤教育委員】

PTA活動を通じて周知し、協力要請しないと制度が浸透しないかと思う。

【事務局（教育部次長兼指導課長）】

そのあたりを含めて、次回の総合教育会議で御了承いただければ、校園長に周知啓発方法を相談のうえ対応したい。

【事務局（副市長）】

今回活発に御議論いただいたおかげで、声制度の方向性が見えてきたと思う。教育大綱、声制度についても制度として出来ても実務は事務局が行う。お願いですが、教育大綱は作ったが、並行して市の教育振興基本計画の策定に向け作業を進めなければいけないが、これからかと思う。やるべきことも進まないという実態があるので、しっかりと進めるようにしなければいけない。声制度についても、既存の相談支援事業の整理も片木委員の御質問がなければ、このような形で整理できなかつたので大きな成果かと思うが、運用実態については実績を各課で把握できていないなど、進捗管理が不十分であり整理もなかなか出来ておらず作業も遅々として進まない。いい制度を作っていくとなっても、実務が伴わなければどうしようもない。制度策定・運用などを進めていくにあたり、事務局に対して檄を飛ばしていただくようお願いしたい。教育委員会事務局に対しても教育長をはじめ各教育委員の皆様にも檄を飛ばしてくれとお願いしたい。正直、これまで、消極的な体質が教育委員会事務局にあったと思うので、是非ともお願いしたい。

【片木教育委員】

その他ですがよろしいですか。市長とお会いする貴重な機会ですので。市長の公約の中

で英語教育の充実が掲げられていたかと思う。昨年教育委員会からALTという英語の補助教員を2名要求したかと思うが、最終的に1名ということで、泉南市内の14小中学校に対して1名しかいない。大阪府の北の方では、全小中学校でALTが配属されている。近隣市を見ても各中学校に1名配置されており、泉南市はそういう面では遅れている。ぜひ、外国語を母国語とする補助教員を来年度から少なくとも1名増員願いたい。

配布した資料は、お隣の泉佐野の資料ですが、平成2年から青少年の海外研修事業を行っており、財政的に厳しい時期も臨空都市として外せない事業として継続実施した。泉南市でも同時期に実施したが、事業見直しの中で削減された。泉佐野市では、平成2年から今まで400名を派遣している。概ね25年間この事業が続いているが、この400名は泉佐野市の英語教育を支える底力となっていると思う。私の希望だが、まず、第一段階として、大阪府の他市町村と同じようにALTを充実させ、英語教育の充実のため、来年度は1名増員していただき英語に触れる機会を増やせるようお願いしたい。

【市長】

ALTを増員するのも一つの方法だが、泉南市で英語を使って仕事をしている人がたくさんおられる。その方から自分の英語力を子ども達に何らかの形で提供したいという声をいただいた。その際、教育委員会に学校の授業で活用してもらえないかという提案をしたがその後の進捗がどうなっているのか。

【事務局（教育部次長兼指導課長）】

4中学校には情報提供しているが、ニーズとしては上がってきていない。

【市長】

その方は岡田の方だが、もう1名そのような御提案をいただいている。学校側の受け入れが進んでいない状態である。以前教育長にもお願いしたが、英語をもっと身近に感じていただき、勉強したいと思う環境を作っていただきたい。そのために、まず、学校を英検の試験会場としていただきたい。近くで実施することで興味が湧き、受験に繋がるかと思う。できるだけ早い時期に学校の中で英検の試験を実施したいと考えている。

【片木教育委員】

身近に外国語を話す人がいれば親しみが湧くので、ALTを充実すれば、直接外国語を話す方に接することで感動や驚きに繋がる。その様な機会を作っていただくため、予算を付けていただきたい。先の話だが、泉佐野の実施している青少年の海外研修事業についても、泉南市の対岸に空港があるので海外に出てみるというようなこともできればと思う。

【市長】

他に意見はないか。委員の皆様からいろいろな御意見を頂戴した。これらの意見を反映し、事務局で次回1月の総合教育会議までに案をまとめ御協議いただいた後、今回示された資料のようなパンフレットを作成し、御議論いただいた上で4月実施に向けて進めて参りたい。今回は長時間に渡りありがとうございました。

－閉会－

平成 27 年 11 月 10 日

泉 南 市 長 竹 中 勇 人

泉南市教育長 福 本 光 宏